鳥取県検診発見乳がん確定調査実施要領

１　目的

この調査は、鳥取県乳がん検診実施指針に基づいて市町村が実施する乳がん検診の精度管理を図るため、精密検査の結果、乳がんと診断された症例等について、病期、部位、治療状況等を調査検討し、検診の効果や効率を評価することを目的とする。

２　実施主体

鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会及び鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会（以下「部会等」という。）とする。

また、市町村及び別に定める「鳥取県乳がん検診精密検査医療機関登録実施要綱」より届け出した乳がん検診精密検査登録医療機関（以下「登録医療機関」という。）は、調査が円滑に実施されるよう協力するものとする。

３　乳がん精密検査紹介状の写しの提出

財団法人鳥取県保健事業団及び市町村は、別に定める「鳥取県乳がん検診実施指針」により、乳がん検診の精密検査の結果が「乳がん」又は「乳がん疑い」と診断された者について、登録医療機関から返送された乳がん精密検査紹介状（以下「紹介状」という。）の写しを鳥取県健康対策協議会（以下「健対協」という。）に提出するものとする。

４　乳がん発見患者個人票の送付

健対協は、登録医療機関に連絡を取り、治療医療機関を調査の上、該当する医療機関へ乳がん発見患者個人票［以下「個人票」という。（様式第１号)］及び紹介状の写しを送付する。

５　乳がん発見患者個人票の返送

治療医療機関は、所定事項を記入の上、個人票を健対協に返送するものとし、個人票の保管は健対協で行う。

６　集計結果等の報告

健対協は､返送された個人票をとりまとめ､集計結果等を部会等に報告するものとする。

７　秘密厳守

この調査に関係する者は、調査で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

附則

この要領は、平成８年８月３日から適用する。

附則

この要領は、平成２６年９月２５日から適用する。

附則

この要領は、令和８年度事業から適用する。

様式第１号

登録ＮＯ.

㊙　乳がん発見患者個人票

鳥取県健康対策協議会

患者氏名（　　） 生年月日（　　年　　月　　日）　　歳	男・女	住　所
検診受診年度：初回受診 非初回（前回　　年度）		検診法：　集団　・　施設
医療機関名		記入責任者

１）分類：ＴＮＭ　　Ｔ（　　）　Ｎ（　　）　Ｍ（　　）	主癌巣占拠部（　Ａ　Ｂ　Ｃ　Ｄ　Ｃ’　Ｅ　Ｅ’）
２）臨床病期：０　Ⅰ　ⅡA　ⅡB　ⅢA　ⅢB　ⅢC　Ⅳ	転位部：　　（除　リ節）

３）組織型

Ⅰ　上皮性腫瘍

非浸潤性小葉腫瘍（ 異型小葉過形成・ 非浸潤性小葉癌 ）

悪性腫瘍 / 癌腫

１．非浸潤癌　（ 非浸潤性乳管癌 ・ 非浸潤性充実乳頭癌 ・ 被包型乳頭癌 ・ Paget 病 ）

２．浸潤癌　　（ 微小浸潤癌 ・ 浸潤性乳管癌 ・ 特殊型（　　））

Ⅱ　非上皮性腫瘍

軟部腫瘍 ・ 造血器腫瘍　A.良性腫瘍　B.中間群腫瘍　C.悪性 / 肉腫（　　）

Ⅲ　転移性腫瘍　（　　）

Ⅳ　その他　　（　　）

※記入は乳癌取扱い規約（19 版、2025 年 6 月）に準じてありますので、不明の時は参考にしてください。

４）治療

１.手術（術式：　　）

乳房の術式：Ｔm、Ｂp、Ｂt、Ｍd、Ｂt（ＳSM)、Ｂt（ＮSM)、ＲＦＡ

リンパ節の切除範囲：Ａx（Ⅰ)、Ａx（Ⅱ)、Ａx（Ⅲ)、ＡxＳ、ＳＮ、ＳＮ（Ｉm）

再建の有無：　無　・　有（ 自家組織 ・ 人工物 ）

２.手術以外の治療

a.手術との併用　１）術前治療　　２）術後治療　　３）単独治療（手術なし）

b.治療内容　１）放射線療法　２）内分泌療法　３）化学療法　４）分子標的薬　５）免疫療法